

現計画(第2次)と第3次計画(案)の対比表

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画				状況把握のため参考とする数値		
目標	基本的方向	施策の方向	連番			
1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	i 男女平等参画を阻害する暴力の根絶に向けた啓発 ii 配偶者暴力についての認識の一層の浸透 iii 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発 iv 児童虐待との関わりについての啓発 v 外国人や障がい者への啓発	1	○ パネル展やセミナーの開催、道の広報媒体の活用、情報誌の発行等	相談件数 北海道総数 ②3,029件 ④3,586件	
			2	○ 一般道民や企業等を対象としたセミナーの開催		
			3	○ インターネットのホームページやメディア(新聞、テレビ、ラジオ等)の活用		
			4	○ 市町村や関係行政機関、民間団体、大学等と連携した広報活動		
			5	○ 日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への啓発		
		6	○ 子どもの人権や男女平等参画に配慮した教育の推進			
		7	○ チェックリストの作成などによる若い年齢層への啓発			
		8	○ 若年層を対象とした予防啓発の充実			
		9	○ 青少年団体と連携した啓発活動			
		10	○ 学校教育関係者との連携を図った効果的な啓発			
2 被害者の発見や相談体制の充実	2 被害者の早期発見	① 通報による早期発見 i 通報の意義についての啓発 ii 関係期間への通報の啓発	11	○ 道の広報媒体、リーフレット、インターネットなどの活用	配偶者暴力相談支援センターに対する通報 ②176件 ④244件	
			12	○ 関係機関や団体、市町村等と連携した啓発		
		② 医師その他の医療関係者からの通報 i 医療関係者への啓発 ii 被害者保護に向けた連携	13	○ 被害者の発見・保護に向けた連携		
			14	○ 相談機関に係る情報が被害者に確実に提供されるよう周知		
			15	○ 連絡会議等への参画等による医師会との連携の推進		
			16	○ 救急隊員への趣旨の周知		
		③ 福祉関係者からの通報	17	○ 民生委員・児童委員との連携		
			18	○ 民生委員・児童委員向け相談対応マニュアルの作成		
		(2) 通報等への適切な対応	① 配偶者暴力相談支援センター i 被害者の安全確保	19		○ 被害者の安全の確認
				20		○ 通報者に対し被害者への配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報の教示等協力依頼
	21		○ 医療機関専用電話の活用			
	22		○ 被害者に対し、安全確保の助言や必要な保護を勧奨			
	23		○ 危険急迫の場合は、警察に通報し、一時保護について勧奨			
	24		○ 通報者の氏名等を公にすることがないよう注意			
	—					
	② 警察 i 被害の防止	25	○ 暴力の制止、応急の救護を要すると認められる被害者の保護			
	26	○ 必要な捜査の実施及び被害の発生を防止するための措置				
	27	○ 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等の教示				
3 相談体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センター i 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化 ii 関係機関との全道的ネットワークの構築による相談体制の整備 iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの構築 iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進 v 配偶者暴力から子どもを守る相談体制の整備	<道立女性相談援助センター>		相談件数 北海道総数 ②3,029件 ④3,586件		
		28	○ 道の中核的な施設としての機能の充実			
		29	○ 相談時間の延長など相談体制の充実			
		30	○ 弁護士による法律相談			
		31	<配偶者暴力相談支援センター(女性相談援助センターを含む)> ○ 日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者からの相談に適切に対応できるよう必要な研修等の充実			
		32	○ 精神障がい等の問題での相談について、道立精神保健福祉センター等との連携			

第3次基本計画(案)				
施策の方向	区分	連番	取組	
		1	継続	
		2	継続	
		3	継続	
		4	継続	
		5	変更	○ リーフレットの活用などによる日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への啓発
		6	文言整理	○ 子どもの人権や男女平等参画に関する教育の推進
		7	新規	○ 学校関係者等を対象とした研修会の開催による配偶者暴力や交際相手からの暴力に関する理解促進
		8	新規	○ 学校における予防教育の推進
		9	新規	○ 学校教育関係者との連携による学習に必要な教材等の作成
		10	変更	○ チェックリストの活用などによる若い年齢層への啓発
ii 若年層への効果的な啓発の推進		11	継続	
		12	継続	
		13	変更	○ 学校教育関係者との連携を図った交際相手からの暴力に関する知識や相談窓口の周知のための効果的な啓発
		14	継続	
		15	継続	
		16	継続	
		17	継続	
		18	継続	
		19	継続	
		20	継続	
21	変更	○ 関係機関連絡会議における民生委員・児童委員向け相談対応マニュアルの周知や研修による利用促進		
22	継続			
23	継続			
24	継続			
25	継続			
26	継続			
27	継続			
28	新規	○ 高齢者虐待又は障がい者虐待について市町村と連携した被害者支援		
29	継続			
30	継続			
31	継続			
i 女性相談援助センターの相談機能の強化		32	継続	
		33	変更	○ 相談時間の延長など相談体制の二層の充実
		34	継続	
		35	継続	
		36	継続	

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画				状況把握のため参考とする数値		
目標	基本的方向	施策の方向	取組			
2 被害者の発見や相談体制の充実	3 相談体制の充実	②警察	33	○ 関係者に対して全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報発信	警察における対応状況 ② 660件 ④ 1,233件	
			34	○ 全道の関係機関連絡会議開催によるネットワークづくり		
			35	○ 地域の関係機関連絡会議開催によるネットワークづくり		
			36	○ 加害者に対する事件化の検討や指導警告、暴力による被害の発生防止の措置		
			37	○ 被害者に対し、自衛措置、関係機関、法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示等		
			38	○ 女性警察職員等による相談対応や相談しやすい環境への配慮		
			39	○ 被害者から援助を受けたい旨の申出があった場合の必要な援助		
			—			
			40	○ 被害者の相談に対し、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置に向けた働きかけ		婦人相談員による相談 ② 704件 ④ 860件
		i 相談体制の充実と関係機関との連携	41	○ 積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言等の充実		
			42	○ 配偶者暴力相談支援センター設置に向けた働きかけ		
			43	○ 配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な技術支援や情報の提供等		
			44	○ 市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要の財政措置について国に要望		
		③市町村との連携	45	○ 民間団体との連携	法務局における相談件数 ② 281件 ④ 253件	
		i 市町村の相談窓口との連携と支援	46	○ 民生委員・児童委員との連携		
			47	○ 人権擁護機関との連携		
			48	○ 人権擁護委員会向け相談対応マニュアルの作成		
			49	○ 福祉事務所等との連携		
		④その他の関係機関との連携	50	○ 入所期間中は、必要に応じ警察に対応を求めると加害者からの追及に対処	一時保護の人数 ② 290人 ④ 297人	
i 全道的な相談機関のネットワークの構築 ii 多様な相談体制の整備 iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの構築	51	○ 弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」の継続				
	52	○ 入所期間については、入所者の状況により弾力的に対応				
	53	○ 心理的回復を目的としたリラクゼーション・プログラムの実施				
	54	○ 被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため関係機関と連携				
	55	○ 同伴する子どもについて、必要に応じ、児童相談所と連携を取り、保護及び支援				
	56	○ 同伴する子どもが学習できる環境づくりに配慮				
	57	○ 外国人被害者の支援、通訳の確保等体制づくり				
	58	○ 一時保護に関わって、他都府県との広域的な連携				
	—					
	②被害者の一時保護を委託する施設	59	○ 積極的な活動を行っている施設、団体との連携の確保			
	i 全道的な一時保護体制の充実	60	○ 男性被害者の適切な一時保護等について検討			
	(2) 保護命令制度の利用	i 保護命令制度についての周知	61	○ 保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供		北海道における保護命令件数 ② 137件 ④ 113件
		ii 保護命令についての適切な助言と支援	62	○ 申立て先の裁判所との連絡や助言などの支援		
63		○ 他の相談機関等においても保護命令制度について適切な助言がされるよう情報提供				
64		○ 道立女性相談援助センターにおける、弁護士による「法律相談」の継続				
65		○ 保護命令通知書を受けた場合の被害者の安全確保				

第3次基本計画(案)			
施策の方向	区分	連番	取組
i 全道的な相談機関のネットワークの充実 iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実	継続	37	
		38	○ 全道の関係機関連絡会議開催による情報共有
		39	○ 地域の関係機関連絡会議開催による情報共有
		40	
		41	
		42	
		43	
		44	○ 必要に応じて被害者への被害届出の働きかけ
		45	
	継続	46	
		47	○ 配偶者暴力相談支援センター設置に向けた希望に応じた必要な支援などの働きかけ
		48	
		49	
		50	
	継続	51	
		52	
		53	○ 関係機関連絡会議における人権擁護委員会向け相談対応マニュアルの周知・利用促進
		54	
		55	
変更	56	○ 弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」、内科医による「健康相談」の継続	
	57		
	58		
	59		
	60		
	61	○ 教育関係機関の協力による同伴する子どもの教育機会の確保	
	62		
新規	63		
	64	○ 道立女性相談援助センターのバリアフリー化の充実	
継続	65		
変更	66	○ 社会福祉施設等への委託による男性被害者の一時保護等の実施	
継続	67		
継続	68		
継続	69		
継続	70		
変更	71	○ 保護命令通知書を受けた場合の警察や地方公共団体と連携した被害者の安全確保	

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画				状況把握のため参考とする数値		
目標	基本的方向	施策の方向	連番			
な3 保護被害者の適切	実4 保護体制の充	(2) 保護命令制度の利用 i 保護命令制度についての周知 ii 保護命令についての適切な助言と支援	66	【警察における対応】(保護命令の通知受理後) ○被害関係者等への緊急時の迅速な通報等についての教示 ○被害関係者等への安全を確保するための措置の助言 ○加害者に対して、保護命令違反が罪になることを警告		
			67			
			68			
4 被害者の自立の支援	5 自立支援	i 総合的な支援体制の整備	69	○自立支援連携マニュアルを活用し、ネットワークの構築 ○被害者自立支援ハンドブックを作成 ○各市町村において窓口が一元化できるよう情報提供や助言 ○事案に応じ被害者に同行 一時保護した人のうち退所理由が「居住地設定」の人の割合 ②49.7% ④51.9%		
			70			
			71			
			72			
			ii 就業の促進		73	○公共職業安定所における求人情報や相談等支援機関の情報を収集し、情報提供や助言 ○職業訓練制度等についての情報提供や助言 ○公共職業安定所窓口での配慮要請 ○就業に関する各種研修情報提供 ○母子家庭等就業・自立支援センターの活用について積極的に情報提供、助言 ○経営者団体等へ自立支援について理解要請
					74	
					75	
					76	
					77	
					78	
		-				
		-				
		iii 住宅の確保	79	○公営住宅空き状況等の情報提供 ○公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、技術的助言や情報提供 ○道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置、単身被害者の同居親族要件の緩和措置 ○民間賃貸住宅関係団体への要請		
			80			
			81			
			82			
		iv 援護制度の活用	ア 生活保護	83	ア 生活保護 ○生活保護制度の適用について、被害者に対して市町村等の相談に関する情報提供 ○市町村・福祉事務所に対して研修等を利用し、理解促進 イ 児童扶養手当 ○同伴する子どものいる被害者に対して、制度の仕組みや手続先等の情報提供 ウ 母子生活支援施設 ○同伴する子どものいる被害者に対して、母子生活支援施設の活用について情報提供	
				84		
			v 健康保険に関する適切な情報提供	85		
				86		
vi 国民年金に関する適切な情報提供	87					
	88					
vii 同居する子どもの就学等	健康保険証の取得の方法等について情報提供 ○必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行	89				
		90				
	○被害者に対して、加入手続についての情報提供 ○相談機関等に対して、被害者に適切に情報提供できるよう取扱いなどを周知	91				
		92				
＜教育委員会や学校に対して＞ ○接近禁止命令制度の趣旨及び概要について周知 ○被害者の子どもの転居先や居住地等の情報について適切な管理を要請	93					
	94					
-	-					
95	○家庭教育カウンセラー相談事業や子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラーの活用					
viii 住民基本台帳の閲覧等の制限	○被害者の安全のための情報提供等	96				
		-				

第3次基本計画(案)			
施策の方向	区分	連番	取組
	継続	72	
	継続	73	
	継続	74	
	変更	75	○相談・被害者自立支援ハンドブックの周知・利用促進による関係機関との連携の充実と情報提供
	変更	76	○各市町村においてワンストップサービスが促進されるよう情報提供
	継続	77	
	継続	78	
	継続	79	
	継続	80	
	継続	81	
	継続	82	
	廃止	-	
	新規	83	○生活困窮者自立支援制度の活用が図られるよう実施機関等の情報提供
	継続	84	
	継続	85	
	継続	86	
	継続	87	
	継続	88	
	継続	89	
	文言整理	90	○同伴する子どものいる被害者に対して、制度の仕組みや手続先等の細やかな情報提供
	継続	91	
	継続	92	
	継続	93	
	継続	94	
	継続	95	
	継続	96	
	継続	97	
	継続	98	
	継続	99	
	新規	100	○学校における被害者の子どもの受入れ等に関する対応マニュアルの作成
	継続	101	
	継続	102	
	新規	103	○被害者情報を加害者等に提供することがないように市町村に対して周知徹底

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画					状況把握のため参考とする数値				
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組					
4 被害者の自立の支援	5 自立支援	ix その他(自立支援)	97	○ 離婚調停手続の相談対応					
			98	○ 法律相談窓口・民事法律扶助制度の紹介					
			99	○ 生活福祉資金等の活用相談対応等多様な情報提供					
			100	○ 女性相談援助センターでは、一時保護所退所後の被害者に必要に応じ継続的に支援					
			101	○ 婦人保護施設における支援					
			102	○ 市町村に対して、被害者個人情報の適切な管理の要請					
			103	○ 一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実		一時保護委託先施設数 ⑩11 ⑫11			
104	○ 民間シェルターとの連携及び支援								
105	○ 母子生活支援施設との連携								
フ5 関の係機関、	と6の連携 民間団体	i 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実	106	○ 連絡会議等における情報交換や事例研究	連絡会議開催数 ⑩全道1 ⑪支庁13 ⑫全道1 振興局13				
			107	○ 各地域での問題解決に向けた、関係機関、団体によるネットワークの構築					
			108	○ 関係機関向けに作成した相談支援対応マニュアルを利用し連携					
			109	○ 市町村基本計画を策定する際参考となるようなひな型の作成					
			110	○ 関係機関の職務関係者を対象とした「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」の実施		研修会開催数 ⑩11回 ⑫11回			
111	○ 配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会の実施								
112	○ 女性相談援助関係機関等連絡会議や支庁地域連絡会議における情報交換、事例研究等による情報の共有								
113	○ 配偶者からの暴力の特性等についての理解を深めるための研修の実施								
114	○ 面接技法や被害者心理及び加害者心理、社会保障制度、事例研究等を取り入れた専門研修の実施								
115	○ 職務関係者の心身の健康を保つための体制等の整備								
6 職務関係者の研修、人材育成等の充実	8 職務関係者の研修、人材育成	i 専門性を高める研修の推進 ii 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進 iii 相談担当職員に対する配慮	116	○ 関係機関、民間団体との協働による研修の検討	⑩11回 ⑫11回				
			117	○ 効果的なカウンセリングプログラムの開発等の有効な具体的手法の調査研究を国に要請		国への要請 ⑩1回 ⑫1回			
			118	○ アルコール依存や薬物等の乱用と配偶者暴力との関係に係る専門的な研究を国に要請					
			119	○ 加害者更生プログラムの受講について強制力を持たせる仕組みなどの研究、検討を国に要請					
			120	○ 加害者更生の調査研究の方法や進め方について情報収集、意見交換などによる研究検討					
			9 等の促進	加害者更生に関する調査研究		i 被害者の安全を第一とした加害者更生の研究	121	○ 各関係機関に対し、苦情処理体制を整備し、適切に対処するよう働きかけ	道立女性相談援助センター入所者からの苦情 ⑩2件 ⑫4件
							122	○ 苦情申立者への処理結果や状況についての説明	
							123	○ それぞれの機関の苦情処理制度の周知	
124	○ 男女平等参画苦情処理委員制度の周知								
7 苦情への適切な対応	10 苦情処理	i 苦情への迅速かつ適切な対応の推進	125	○ 苦情相談窓口の明確化と苦情処理制度の教示を各関係機関に要請					
			126	○ 配偶者からの暴力の特性等が十分理解されるよう関係機関への情報提供、研修の実施					
			127	○ 効果的なカウンセリングプログラムの開発等の有効な具体的手法の調査研究を国に要請					
			128	○ アルコール依存や薬物等の乱用と配偶者暴力との関係に係る専門的な研究を国に要請					

第3次基本計画(案)			
施策の方向	区分	連番	取組
i 全道的ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実 ii 地域ネットワークを活用した具体的な問題解決の推進	継続	104	
	継続	105	
	継続	106	
	継続	107	
	継続	108	
	継続	109	
	継続	110	
	継続	111	
	継続	112	
	継続	113	
	新規	114	○ 連絡会議等における事例の随時検討や情勢に合わせた適切な構成
	変更	115	○ 各地域での問題解決に向けた、関係機関、団体によるネットワークの活用による具体的なかつ適切な被害者対応
	継続	116	
変更	117	○ 市町村基本計画を策定する際参考となるひな型の周知などによる策定のための支援	
継続	118		
継続	119		
組織変更	120	○ 女性相談援助関係機関等連絡会議や(総合)振興局地域連絡会議における情報交換、事例研究等による情報の共有	
継続	121		
継続	122		
継続	123		
変更	124	○ 関係機関、民間団体との協働による研修の実施	
継続	125	i 加害者更生の研究促進に係る国への要請及び情報収集	
継続	126		
継続	127		
変更	128	○ 加害者更生の調査研究の方法や進め方について情報収集、意見交換などの努力	
継続	129		
継続	130		
継続	131		
継続	132		
継続	133		
継続	134		